

令和 3 年第 2 回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年2月15日(月) 午前8時55分～午前9時32分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人) 3番 高 橋 英 子 12番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報 告 第 4 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 第 5 号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議 案 第 5 号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議 案 第 6 号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議 案 第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議 案 第 8 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	局長補佐	大 溝 恵 水
	農地係長	福 士 博 幸
	主 査	櫻 田 一 久
	主任主事	佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和3年第2回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、10番東良一委員、13番佐藤米一委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第4号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和3年1月受理分は、相続が7件、総面積71,324㎡、田が12筆26,961㎡、平畑が5筆13,003㎡、樹園地が8筆31,360㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

佐々木主任主事	報告第5号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号1番は、浅瀬石字南田の田、14筆合計9,124㎡を賃貸人の都合により令和3年1月7日に合意解約したものです。 受付番号2番は、牡丹平字木田橋ほかの田、10筆合計15,728㎡を賃貸人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号3番は、高館字甲松坂ほかの田、7筆合計10,550㎡を賃借人の都合により令和3年1月19日に合意解約したものです。 受付番号4番は、上十川字大野の田、3,324㎡を賃借人の都合により令和3年1月22日に合意解約したものです。 受付番号5番は、三島字宮元の田、5,994㎡のうち2,994㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号6番は、東野添字漆原新田の田、4筆合計2,983㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号7番は、牡丹平字木田橋の田、2,424㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号8番は、三島字宮元の田、3筆合計9,053㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号9番は、三島字宮元の田、4,224㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号10番は、赤坂字西田の田、2筆合計3,645㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号11番は、牡丹平字木田橋の田、4筆合計2,230㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号12番は、黒石字弥九郎の田、3,790㎡を賃借人の都合により令和3年1月18日に合意解約したものです。 受付番号13番は、牡丹平字観音沢の田、2筆合計6,029㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号14番は、二双子字村元の田、2,424㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号15番は、三島字宮元の田、2筆合計15,157㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号16番は、牡丹平字観音沢の田、2,644㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号17番は、三島字宮元の田、6,458㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号18番は、上十川字北原の田、2筆合計4,000㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号19番は、上十川字北原の田、7筆合計10,525㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。
---------	---

	受付番号20番は、黒石字弥九郎の田、2, 592㎡を賃借人の都合により令和3年1月25日に合意解約したものです。 受付番号21番は、三島字宮元の田、1, 140㎡を賃借人の都合により令和3年1月26日に合意解約したものです。 受付番号22番は、高館字甲花岡の田、3筆合計4, 319㎡を賃借人の都合により令和3年1月26日に合意解約したものです。 受付番号23番は、相野の田、6, 017㎡を賃借人の都合により令和3年1月26日に合意解約したものです。 受付番号24番は、相野の田、510㎡を賃借人の都合により令和3年1月26日に合意解約したものです。 受付番号25番は、青山の田、2筆合計3, 849㎡を賃借人の都合により令和3年1月27日に合意解約したものです。 受付番号26番は、相野の田、2, 599㎡を賃借人の都合により令和3年1月26日に合意解約したものです。 受付番号27番は、三島字宮元の田、3筆合計6, 384㎡を賃借人の都合により令和3年1月28日に合意解約したものです。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の、議案第5号につきましては、3番高橋英子委員の親族が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (高橋英子委員退席) それでは議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第5号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が2件、所有権移転が2件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号1番は、牡丹平字木田橋ほかの田、10筆合計15, 728㎡を経営規模拡大により第三者へ期間3年、10aあたり7, 000円で賃貸借するものです。 受付番号2番は、黒石字弥九郎ほかの田、畑、樹園地、66筆合計80, 635㎡を家族が経営する農地所有適格法人へ期間10年、10aあた

	り8,000円で賃貸借するものです。こちらは新規農家ですが、家族経営が法人化した「一戸一法人」であり、経営内容、農業機械、構成員等は変わらないことと、提出書類を審査した結果、農地所有適格法人の要件を満たしていることから、聞き取り調査は省略しています。 20ページをお開きください。 (2) 所有権移転です。 受付番号1番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、1,663㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号2番は、浅瀬石字山辺の畑、688㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った2番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員	今回申請があった農地について、去る2月4日、大平成年委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) の賃借権設定です 受付番号1番は、経営規模拡大のため期間3年で賃貸借するものです。現況は水稻で、権利取得後は、水稻、りんご、やさいの栽培が行われます。 受付番号2番は、家族が経営する農地所有適格法人へ期間10年で賃貸借するものです。現況は水稻、樹園地、やさい畑で権利取得後も同一の農業経営が行われます。 (2) の所有権移転です 受付番号1番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は、樹園地で権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号2番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は畑となっておりますが不耕作地です。権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 今回申請があった4件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	所有権移転の2番について、もう少し詳しく説明をお願いします。

福 士 係 長	こちらは、市有地である農地の売買です。浅瀬石山に市有地が残っておりまして、周辺は農地となっております。以前はおそらく財産区の所有であったと思われますが、そこだけが市有地となっております。
佐山秀夫委員	反別はどうなってますか。売買すれば市の収入になるわけですね。
福 士 係 長	面積は688㎡で、売買金額は市の収入になります。
佐藤国雄委員	ここは、財産区の管理ではないのですか。
福 士 係 長	浅瀬石財産区であれば、財産区で登記されていると思いますが、所有者は黒石市となっております。どのようにして黒石市の所有になったのかは明らかではありませんが、周辺は浅瀬石財産区が管理する山林などがありまして、ここだけが農地として使用されていたと思われます。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。 (高橋英子委員指定席に着く) 次に、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第6号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 22ページをご覧ください。 受付番号1番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、住吉町、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、322㎡であり、普通住宅建築用地として取得し、利用したいとのこと。 申請地は、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号2番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、末広、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、324㎡であり、普通住宅建築用地として取得し、利用したいとのこと。

	こちらの申請地も、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った2番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員	今回5条申請があった土地について、去る2月4日、大平成年委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号1番は、普通住宅建築用地として取得し利用するものです。 場所は、スポカルイン黒石から北へ約170mに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は、学校やスーパーが近くにあり、生活するのに大変便利であるため用地の選定に至ったとのことで、周辺は宅地化が進んでおります。 生活雑排水は公共下水道へ放流し、雨水は地下浸透及び排水路へ放流することです。 受付番号2番は、普通住宅建築用地として取得し利用するものです。 場所は、青森県りんごジュース株式会社から西へ250mに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は、病院やスーパーが近くにあり、生活するのに大変便利であるため用地の選定に至ったとのことで、周辺は宅地化が進んでおります。 生活雑排水は公共下水道へ放流し、雨水は敷地内自然浸透により処理することです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

	次の議案第7号につきましては、12番佐山秀夫委員が審議対象になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐山秀夫委員退席) それでは、議案第7号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第7号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙24ページから説明します。 今回の申請は、使用貸借権設定が3件、賃借権設定が27件、所有権移転が5件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、竹鼻字北野田の田、3,013㎡を農地中間管理事業により10年で新規設定するものです。 受付番号2番から3番に関しましては、相続未登記農地を農地中間管理事業による5年間の設定となります。 受付番号2番は、浅瀬石字扇田の田、1,412㎡です。 受付番号3番は、浅瀬石字桜田の田、2,070㎡です。 (2) 賃借権設定です。 受付番号1番は、黒石字建石の田、2,715㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号2番は、袋字村岡の田、2,278㎡を5年間10a当たり13,500円で、再設定するものです。 受付番号3番は、袋字村元の田、1,997㎡を5年間10a当たり13,500円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号4番は、浅瀬石字村元の田、5,753㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号5番は、中川字花岡の田、4,550㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号6番は、浅瀬石字村元の田、1,647㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号7番は、石名坂字村ヨリ東の樹園地、1,804㎡を5年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号8番は、上十川字大野二番の田、3,324㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号9番は、黒石字浄光寺の田、7,211㎡を10年間10a当たり13,000円で、再設定するものです。 受付番号10番は、東野添字漆原新田の田、2,954㎡を5年間10a当たり9,000円で、再設定するものです。

受付番号11番は、高館字甲松坂の田ほか、10,550㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号12番は、黒石字弥九郎の田、2,592㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号13番は、上十川字北原二番の田ほか、10,525㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号14番は、牡丹平字観音沢の田、2,644㎡を10年間10a当たり8,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号15番は、三島字宮元の田、1,140㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号16番は、牡丹平字観音沢の田、6,029㎡を10年間10a当たり8,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号17番は、二双子字村元の田ほか、17,581㎡を10年間10a当たり15,300円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号18番は、相野の田、510㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号19番は、相野の田、6,017㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号20番は、上十川字北原四番の田、4,000㎡を10年間10a当たり8,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号21番は、高館字甲花岡の田、4,319㎡を10年間10a当たり10,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号22番は、三島字宮元の田、6,384㎡を10年間10a当たり9,000円で、経営規模拡大のため新規設定するものです。
 受付番号23番から27番に関しましては、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。
 受付番号23番は、境松字石切の田、2,942㎡を10a当たり10,000円です。
 受付番号24番は、上十川字大野二番の田、3,980㎡を10a当たり10,000円です。
 受付番号25番は、上十川字大野六番の田、2,882㎡を10a当たり14,000円です。
 受付番号26番は、上十川字留岡五番の樹園地、1,404㎡を10a当たり20,000円です。
 受付番号27番は、馬場尻東の田ほか、9,349㎡を10a当たり12,000円です。
 (3) 所有権移転です。
 受付番号1番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、1,347㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。
 受付番号2番は、上十川字山元の樹園地、4,296㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

	受付番号3番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、2,028㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号4番は、浅瀬石字南田の樹園地、9,124㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号5番は、三島字宮元の田、6,458㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。 (佐山秀夫委員指定席に着く) 次に、議案第8号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第8号は、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙の受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。 なお、証明願が遅延し提出された時は、承認時と事情が異なる場合を除き、追加し承認するものです。 別紙で説明いたします。 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けている受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間3年を経過する日までに引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、黒石税務署長及び中南地域県民局長に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要になることから申請があったものです。 (1)は贈与税の納税猶予の継続届出分の受贈者1名、(2)は不動産取得税の徴収猶予の継続届出分の受贈者2名から申請されております。 今回の受贈者3名については、農地基本台帳の確認、本人からの聞き取りをした結果、引き続き農業経営を行っている者として認められ、証明の期間は平成30年1月1日から令和2年12月31日までの3年間となっております。 以上です。

議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	贈与税というのは、いくらから発生するのですか。
佐々木主任主事	贈与税は、贈与を受けた価額が年間で110万円を超えるとかかることになります。
議 長	ほかにごいませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については原案のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第8号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和3年第2回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時32分 終了 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。 令和3年2月15日 議 長 水 互 康 行  議事録署名者 東 良 一  議事録署名者 佐 藤 米 一 